

鮭川村教育振興修学資金 令和4年度修学生募集

鮭川村教育振興修学資金の貸付けは、社会に有為な人材を育成するとともに教育の機会均等に寄与することを目的とし、平成5年度より実施しております。貸付された修学資金は卒業後返還され、後輩の修学資金として再び活用される仕組みとなっております。令和4年度の修学生募集について、次のとおりお知らせします。

1. 募集人数

12名程度（内2名は特別枠）

2. 申請資格（下記の条件に全て該当する方）

- (1) 本村に住所を有する者の子ども
- (2) 学資支弁に困難と認められる者
- (3) 貸付を希望する者の世帯の前年の所得額の合計が800万円以下であること
（農家の方は、収入から必要経費を差し引いた額が所得額となります。）
- (4) 貸付を希望する者及び保証人に村税・手数料・使用料等の滞納がないこと

3. 対象

上記資格を満たし、令和4年4月1日に下記の学校に入学予定者及び在籍者とします。

- (1) 専修・専門学校
- (2) 高等専門学校（修業年限の後半の2年を対象）
- (3) 大学及び短期大学
- (4) 私立高等学校

4. 貸付額・貸付期間等

(1) 貸付額

①大学その他の学校 月額50,000円（年額600,000円）以内

②私立高等学校 月額20,000円（年額240,000円）以内

※ 年2回、前期（4月下旬または5月中旬）と後期（9月下旬）に分けて貸付します。なお、振込日が確定次第、文書にて通知します。

(2) 貸付期間

令和4年4月から最終修学年の終期まで（最長4年間）ただし、医科・歯科・薬科大学の場合は、最長6年間

(3) 利子 無利子

5. 申請手続き及び決定通知

村ホームページから申請書をダウンロードするか、村教育委員会で申請書を受け取り、必要事項を記載のうえ、募集期間内に村教育委員会に提出してください。募集締切から1週間程度で内定通知を送付します。内定者は3月中旬実施予定の貸付説明会に出席していただきます。その後、村教育委員会での審議を経て、4月上旬に正式決定となります。

6. 募集期間

令和3年12月13日（月） から 令和4年3月4日（金） 17時まで

7. 貸付資金の返還

貸付の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後に大学は10年以内（短期大学は5年以内）、その他の学校は5年以内に貸付金の全額を返還していただきます。

8. その他

鮭川村では、山形県と連携した奨学金返還支援事業も実施予定です。一定の要件を満たした方に対して、修学資金返還を支援するものです。制度の詳細については、村ホームページをご覧ください。村教育委員会へお問い合わせください。